

北海道議會時報

第 12 卷 第 9 号

昭 和 35 年 9 月



北海道議會事務局

北海道議會時報第12卷第9号(昭和35年)

— 第 9 号 目 次 —

議 会 の 動 き

八 月 の メ モ

常任委員会……………一

特別委員会……………一五

総合開発調査特別委員会

会 合

全国都道府県議会議長会……………三

北海道東北六県議会事務連絡協議会……………三

資 料

第三十四通常国会の展望……………三

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調べ……………三

表紙写真

— 立 秋 —

北海道議会事務局撮影

議会の動向

K.U

常任委員会

総務委員会

○八月八日 午後一時二十七分、第一委員室において開議、午後二時四

十二分散会、委員長 沖野政雄（自民）

付託案件の審査

議案第六十五号（道有財産の売払契約の締結に関する件）を議題に供し、

井野委員（社）より、北見市土地審議会の審議内容に関し、論議のはしはしに市町村等は上部機関たる道の顔色をみてやるように思われるが部長の見解はどうか、売払価格の決定はむづかしいものであり物の尺度によつてはどうにでもとれるがその時の状況を勘案して価格推定することも考えるべきであると思うが部長の見解はどうか、公用旧地面積について市側から何か聞いていないか、代金納入

については当初予定の時期がずれたのであるが部長は納入期日についてどのように考えているか、訓子府試験場整備の見通し及びこれに対する部長の見解、第三回定例道議会の開催時期はいつ頃か

等について質疑があり、総務部長より答弁があつて、午後一時四十五分一旦休憩、午後二時三十八分再開、

委員長より、本件については休憩中種々審議をされ各委員の意見に対して理事者から答弁があり、あら筋については了解したが本日の意見等を勘案してさらに部長から答弁したいといつている、当委員会としても態度を決めたいので今後の議事の進め方についてどうするかについて諮り、

井野委員（社）より、当初から旧地を売ることに賛成であるが北見市及び関係町村の約束も含めて大筋に向つて進めてもらいたい
佐野委員（社）より、今日、明日各党代表者会議を開き、総務部長の答弁を聴取しあわせて各党間の意見調整をはかつてはどうか等についてそれぞれ意見があり、委員長より今後の議事の運営については各党代表者会議により理事者と協議することとした。

一般議事

① 井野委員（社）より、虻田町立商業高等学校建設に関し、建設工事費として一千万円ないし二千万円を町費で見ることとなつたが町では町の道教員保養所敷地を道に買い上げてもらい年内に工事を完成し明年から開放したいといつているのであるが、道は買上げ方法についてどのように考えているか

② 佐野委員（社）より、過去三年前と比べて現在の部局の仕事量及び定員増について行政機構の問題からどのようになつているか、これらの関係資料を次回委員会に提出されたい、
井野委員（社）より、駐在所、派出所の暖房費、光熱費等の資料の提出方

等についてそれぞれ質疑及び資料提出要求があり、総務部長より
答弁。

○八月九日 午後一時十分、第二委員会において開議、午後一時三十七

分散会、委員長 沖野政雄（自民）

付託案件の審査

前回より継続審査の議案第六十五号（道有財産の売払契約の締結
に関する件）を議題に供し、委員長より、本件については各党代表
者会議の協議の結果、一、売払価格は原案のとおりとすること、二、
第一回の支払分については本年度の出納閉鎖期（昭和三十六年五月
三十一日）までに納入すること、三、第二年度以降の支払いについ
ては北見市と話し合いの上善処すること、の三項目によつて原案を
了承することの結論を得た旨報告があつた後、

井野委員（社）より、訓子府試験場整備について次回委員会まで
に年次計画を提出できるかどうか、

佐野委員（社）より、七百二十万円の予算執行については了承す
るから早急に事業にとりかかりたいこと

について質疑及び意見があり、総務部長より答弁。

委員長より、本案件についての審査は終わつたのであるがこの取
扱方法について諮り、

佐野委員（社）より、本問題については地元で関心をもつてい
るので委員会では九月までには結論をつけ地元で不安を与えないよう
にすべきである、代金の納入については延納の問題もありまた第一回
の納入を三十五年度の出納閉鎖期までとすると第二回分の納入は翌
年八月になるからその期間が短縮されるので北見市は第二回分の支
払についてはつらいことになるのではないか、

天谷委員（協）より、各党代表者間において結論が出たのである
から決定してはどうか、

井野委員（社）より、試験場の整備計画にどの位予算が必要かを
充分気をつけてもらいこの整備が充分になされるということであ
れば本件についての委員会の結論を出してもよいのではないかと
等についてそれぞれ意見があり、午後一時二十一分一旦休憩、午後

一時三十二分再開、

委員長より、議案第六十五号については原案のとおり同意議決と
することについて諮り、異議なく同意議決に決定。

一般議事

① 委員長より、請願陳情の審査については継続審査とすること及び
次回の委員会を八月二十日に開会することについて諮り、異議なく
そのことに決定。

② 佐野委員（社）より、昭和三十二、三十三、三十四各年度及び
三十五年度において法律、政令の制定及び改正、道の条例、規則、
通達等の改正に俾う行政事務増大による定員増について根拠を明確
にしてもらいたいので次回委員会までに各都府に作成した資料の提
出を願いたい旨要求があつた。

○八月二十日 午後一時五十分、第一委員会において開議、午後三時

五分分散会、委員長 沖野政雄（自民）

請願、陳情の審査

陳情

第三七六号 北見市に道立農業試験場北見支場跡地払下げの件

（採 択）

第三九五号 苫前高等学校定時制校舎建築に対し起債許可の件

（採 択）

第三二五号 道議会議員選挙区変更の件

（保 留）

第四三九号 滝川市を一選挙区とする道議会議員選挙区新設の件

（保 留）

(保 留)

一 一般議事

① 総務部長より、北海道職員に対する石炭手当の支給に関する規則の内容について説明を聴取の後、異議なくこれを了承。

② 井野委員(社)より、本日資料提出があつた派出所、駐在所の経費調についての説明は知らないが、陳情第二百七十五号(中標津町に警察署新設の件)をとりあげないのは何か理由があるのか、また復旧が遅れている理由は何か

③ 総務部長より、支庁への権限委譲について説明を聴取の後、

佐野委員(社)より、支庁への権限委譲に関する資料の中には住民の希望がいかされてないものも見受けられるが、九月一日から実施するということであれば本案を検討する時間がなく、また土現の支庁統合問題も残っている関係から実施を急がなくなるとよいのではないか、もう少し住民の要望を聞くことはできないか、この委譲に関連する支庁と市の関係及び生業資金の取り扱い並びに支庁の部長格付等はどうするつもりか、機構改革は住民の立場に立つて決めるべきものであると思うがこれについて住民の意思を調査したことがあるか、新設課に対する職員の配置は適正に行なわれているか、現在道庁全体で約三百人の欠員があるが今後これをどう補充するのか、事務委譲にともないこれに関連する予算も委譲するのか、支庁に権限を委譲することはほんとうに必要なのか、関連して

天谷委員(協)より、市長会の意向を聞くのもよいが町村会等の意向をより充分に聞くべきでないか、また支庁区域の改正について部長はどのように検討しているのか、保健所及び林務署の問題についてはどうするのか、職員九十七名の支庁への配置転換に関し、現在支庁では庁舎も狭ましく困っているようだがこれを完全に収容でき

るのか

委員長より、支庁における部長の格付はどうなるのか等についてそれぞれ質疑及び意見があり、総務部長より答弁があつて、午後二時五十三分一旦休憩、午後三時三分再開、

委員長より、本問題についてはなお検討する必要があるので、二十九、三十の両日委員会を開き審議することについて諮り異議なくそのことに決定。

④ 委員長より、警察及び税務行政実態調査(八月二十二日より二十日までの七日間留前、網走支庁管内)を実施することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○八月二十九日 午後一時八分、第一委員室において協議会を開議、午後一時九分散会、委員長 沖野政雄(自民)

一 一般議事

委員長より、本日の委員会は定足数に達しないので散会し明三十日午前十時より委員会を開くことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○八月三十日 午後一時三十五分、第一委員室において開議、午後二時

二十六分散会、委員長 沖野政雄(自民)

一 一般議事

委員長より、去る八月二十二日より二十八日まで行なわれた道の税務行政並びに警察行政の運営状況調査についての報告は出席者が全員参加委員なので省略することについて諮り、異議なくこれを了承。

井野委員(社)より、警察予算はすべて国及び他の公共団体が負担すべきであるのに協力団体に要請しているものが多いが、この点総務部長の答弁とかなりへだたりがある。すでに本会議で議決されている警部派出所、巡査部長派出所巡査駐在所等の町村有、民有の

道への移管は、末端においてなされていないがこの点どう考えるか、建物の改築についても市町村有であるため、三十年以上も経過したものがこれらに対しては市町村有だから道が改築を行なえないという考えを改めて改築を早急に行なうべきではないか、また建物の様式も近代警察として不適當であるから、モデル設計を行ない予算を組む必要がある。機動力について、バイクなど役場や農協から一時借用という形で使用しているものも相当数あり、道有の機動力は現在使用されているものの三分の一位ではないかと思う、すべて道でまかなうとすれば三倍の予算を必要とすることになるが、本部長、署長会議で議題となつたことがあるか、現地の会議ではどうなつているか、またガソリン等はどのようにして支給しているか、駐在所の石炭所要量は二トン必要と思われるが、道警の光熱費予算基礎は実情にそぐわないのではないか、協力団体の問題に関し、交通安全協会は、防犯協会と本質的に性格が異なっており、そこからガソリン代まで出させるのは筋違いである。会議など防犯協会の主催によるものが多く、協会の事務局は私宅を利用しており、これらは防犯協会の性格がゆがめられる恐れがある。道警本部ではこれらの組織を各署毎に掌握しているか、またこれらのことを公安委員会で検討したことがあるのか、

津川委員(社)より、末端の警察機関はみじめな状態にあるので早急に改善を実施してもらいたい、予算についても今から手をつけておかなければ一度に大きな予算を組まねばならなくなるので十分考えておいてもらいたいあまりにもひどい建物もかなりあるが早急に修繕費を計上してもらいたい、

佐野委員(社)より、一般の警察に関する決議案を中心として援助体制をとつてもらおうようにしてもらいたい、関連して井野委員より、決議文は知事あてになつているが議会が知事に出した例はない、道警本部が資料を出し、道として答える方針を明らかにしてい

ないと国の折衝も出来ない一時的な負担があつても道自体の財政問題として検討しておく必要があるので案を示してほしい、
こと等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、道警総務部長より答弁。

○八月三十一日 午後一時十七分、第一委員室において開議、午後二時五十一分散会、委員長 沖野政雄(自民)

一般議事

① 委員長より、先の委員会において佐野委員(社)より要求のあつた行政機構改革案に対する資料提出があつた旨を報告、人事課長より、提出資料について説明を聴取の後、

佐野委員(社)より、かつて道議会で昭和二十四年、同二十七年に機構改革及び定数問題で論議されたとき行政調査室において定数問題を検討したことがあつたがその時の資料があるのかどうか、当時まとまらなかつたというのが事務測定が困難であつたのかあるいは他に原因があつたのか、定員の問題は一定の事務費の測定に基づく科学的根拠に基づいて定められていないと考えてよいのかどうか、地方交付税の算定基準には職員の定数に関連があると思うが地方公共団体の定数条例を参考にしているのか、支庁長会から総務部長に対し九十一件の事務量と百四名の増員を要求している、これは算定の根拠があつての要求と思うがこれをどのようにして処理されていく考えか、支庁に事務を委譲することによつて、どの程度早く事務処理ができるか、将来ともこういうことをやつていくということであるが産業面などについて市と支庁の関係はどうなるか、土木現業所の統合問題に関連して本件については検討して納得しない限りやらないと了解してよろしいか、支庁に部長制を設ける場合格付けは現員現給のままですされるのか、事務委譲に伴う職員の配置に関連して百二十一名の欠員をどうするか、人を増やさないとすれば現定数

でやるのか、職員組合と団体交渉をしているがその内容と交渉の経過、また本庁からは六十四名しか出さず労働強化については事務の簡素化をするというのが共管事務の一本化によりこの埋め合わせがくと考えているか、本件に関し各機関団体の間に了解がつけられないか、ソ連製ワクチンは効果がなく、衛生部長、保健予防課等が考えているか、予算上考えているか、

津川委員(社)より、土木現業所の統合について研究中といっているがどのような点か、がんになつていいる所はどこか、建設委員会では統合反対ときいているがその場合でも部長は統合する意思のもとに検討した場合どちらを選ぼうとするのか、土木事業と行政面が密接な関連をもつことは、大きなことであるが調整がなされてやる場合現段階においては土木事業を専門的にやらせた方がよいのではないか、

井野委員(社)より、支庁所在地が実情に合わないものがあり行政区域の変更を考えてしかるべきと思う紋別市などは札幌にいくのも網走にいくのも時間は同じである統合論にも意味があるような気がするがそれを進めると分県論の話になつてくる、

中山委員(自民)より、機構改革の実施時期はいつ頃になるのか等について質疑、総務部長より答弁があつて、異議なく機構改革案についての説明を了承することに決定。

厚生委員会

○八月五日

午後二時五十分、第三委員室において開議、午後四時八分
散会、委員長 福島新太郎(自民)

請願、陳情の審査

請願

- 第一七一号 厚田村に道立診療所等設置の件 (採 択)
- 第二一四号 食品営業許可更新期間延長の件 (保 留)
- 第二一七号 豊頃村字大津部落の簡易水道工事に対し助成の件 (保 留)

陳情

- 第二八三号 簡易水道工事に対し助成復活の件 (保 留)
- 第三五号 盲人に安全杖無償交付の件 (保 留)
- 第二〇五号 身体障害者に対し補装具類無償交付の件 (保 留)

一般議事

① 渡辺委員(社)より、小児マヒ防疫対策並びに育成医療費増額に關する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承、ついで保健予防課長よりその後の小児マヒ発生状況について説明を聴取の後、

中野委員(社)より、その後のワクチン需給状況はどうか、室蘭市が直接米國領事館にワクチン輸入を要請しているが、この点道の啓蒙宣伝が不十分なのではないか、保健所ではワクチン輸入について明確な説明をすべきでないか、新聞によると小児マヒを予防接種法の中に取り入れるよう準備中とのことであるが道としてもこれが実現に努力すべきでないか、鉄の肺補充対策はできているか、又九月議会での予算化を考えているか、

渡辺委員(社)より、町村長がワクチン輸入について直接ソ連大使館等に働きかけているが、道ではこれをどう考えているか、ワクチン需要の急増に対し対策本部の指導が徹底していないのではないか、ソ連製ワクチンは効果がなくという根拠があるのか等についてそれぞれ質疑及び意見があり、衛生部長、保健予防課

長より答弁。

② 民生部長より、北見、羽幌における集中豪雨の被害状況について説明を聴取の後、

渡辺委員(社)より、羽幌町に災害救助法が適用されないかについて質疑があり、民生部長より答弁。

③ 松尾副委員長(自民)より、厚生年金病院設立問題は、後刻相談したい旨の要望があり、異議なくこれを了承。

商工労働委員会

○八月八日 午前十一時四十三分、第三委員室において開議、午後三時

十分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査
請願

第二二三号 失対労務者石炭手当制度化要望の件 (採 択)

第二六二号 北見市に商工組合中央金庫支所設置要望の件 (採 択)

第二六六号 商工会法制定に伴う小規模事業対策費計上の件 (採 択)

陳情

第三六八号 道営競輪事業廃止の件 (採 択)

第三六九号 青函航路の輸送力増強要望の件 (採 択)

第三七〇号 弟子屈町に職業訓練所設置の件 (採 択)

第三七九号 幌別川に特定多目的ダム建設要望の件 (採 択)

第三八一号 青函輸送等増強要望の件 (採 択)

第三九四号 苫前駅の貨物取扱廃止計画撤回要望の件 (採 択)

第四〇〇号 婦人洗髪料廃止の件 (採 留)

第四〇四号 旭川市木工芸指導所施設拡充に対し助成の件 (採 択)

第四〇六号 北海競輪社競輪研報社の転業に対し助成の件 (採 留)

第四〇七号 北日本競輪研究会の転業に対し助成の件 (採 留)

第四〇八号 函館東京間空路開設要望の件 (採 択)

第四〇九号 網走市に商工組合中央金庫支所設置要望の件 (採 択)

第四一〇号 網走市に道立職業訓練所設置要望の件 (採 択)

第四一二号 室蘭公共職業訓練所に構造物鉄工科新設の件 (採 択)

第四一三号 旭川市に商工組合中央金庫旭川支店開設の件 (採 択)

第四一六号 伊達町巡回職業相談所を室蘭公共職業安定所の分室に昇格の件 (採 択)

第四一八号 網走支庁管内に商工組合中央金庫支所設置要望の件 (採 択)

第四二〇号 網走支所管内に公共職業訓練所新設の件 (採 択)

第四二八号 北海道商工会連合会に対し助成の件 (採 留)

第四二九号 網走支庁管内商工会及び商工会議所に補助の件 (採 択)

第四三四号 商工会に対し助成の件 (採 択)

第四五一号 紋別市に道立職業訓練所設置の件 (採 択)

一般議事

① 商務課長より、国鉄貨物運賃割引及び国鉄貨物駅集約化の現況について説明を聴取の後、

千葉(大)委員(社)より、国鉄は実質的に個々の品目で割引廃止を実施しているその動向を説明してもらいたい、また旭川で開催の林業年次大会においても木材搬出駅の集約化はやめてもらいたいと決議しているが、道としてのメドはどうか、与論があれば昭和三十八年度まで延ばせるものかどうか、貨物駅集約化の問題は以前からあつたにもかかわらず報告の機会が与えられなかつたがこのよ
うな報告事項の取扱いについて委員長はどのように考えているのか、擬制キロの廃止問題についても問題として取り上げ国鉄の意見を聴くとともに、八月十二日の衆院農林水産委員会をメドに中央折衝の計画を立ててもらいたい

こと等について質疑、意見及び要望があり、委員長より応答、商工部長より答弁。

委員長より、擬制キロの問題に関して中央折衝を行なうことについて諮り異議なくそのことに決定。人選、日程等については委員長に一任することとした。

② 宮沢委員(社)より、失対労務者の石炭手当制度化、並びに就労日数増加に関する中央折衝の経過について報告を聴取の後、異議なくこれを了承。ついで労働部長より全日自労との団体交渉の経過について報告があつた。

③ 商工部長、労働部長より昭和三十六年度開発予算についてそれぞれ説明があつた。

○八月二十四日 午前十一時三十五分、第一委員会において開議、午後一時五十六分散会、委員長 大久保和男(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第四一七号 機械貸付制度の強化並びに貸付枠拡大の件 (採 択)

第四一九号 網走支庁管内の地下資源開発について要望の件 (採 択)

第四三〇号 中小企業融資枠増額の件 (採 択)

第四三二号 青函輸送擬制キロ制度廃止要望の件 (採 択)

一般議事

① 千葉(大)委員(社)より、国鉄貨物運賃割引制度問題に関する中央折衝の経過について報告があり、異議なくこれを了承。

② 委員長より、国鉄貨物運賃割引制度問題について審議される九月二、三日の衆院農林水産委員会に委員二名を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、日程、人選は委員長一任とする
こととした。

③ 大島(三)委員(自民)より、青函輸送における滞貨が増大しているが大豊作の農産物輸送をひかえて、道ではどのような対策を立てているか、国鉄道支社は本社に貨物輸送を二十運行に引き上げるよう申し入れているが、現状としては無理なのではないか、二十運行を実施した場合、東北本線が隘路となるから海上輸送に重点を移すべきでないか、次の中央折衝にはこの点についても行なってもらいたい。

村本委員(社)より、開発庁はこの問題をどう見ているか、国鉄との折衝ばかりでなく北海道総合開発の観点に立つて政府が取り上げるようにしなければ根本的解決は望めないこと等について質疑、意見及び要望があり、商工部長より答弁。

委員長より今後の中央折衝に際しては青函輸送の問題もあわせて行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定。

④ 千葉(大)委員(社)より、機構改革問題の結論が出たようであるが

農務委員会

○八月八日 午後一時四十五分、第一委員室において開議、午後三時二十分散会、委員長 二瓶栄吾(協)

請願、陳情の審査

- 第一八三号 女満別町に道立原種農場設置の件 (保留)
- 第一九三号 網走地区農業協同組合澱粉工場の廢液処理施設に対し助成の件 (保留)
- 第二二〇号 納内村農業協同組合に対しミンク貸付の件 (保留)
- 第二二一号 納内村に固有貸付和牛導入の件 (保留)
- 第二二二号 斜里町丸山地区に馬鈴薯原種農場設置の件 (保留)
- 第二二九号 農業災害補償法改正要望の件 (保留)
- 陳情
- 第二七号 利尻島に農業改良普及所新設の件 (採択)
- 第二九六号 初山別村地内、共成地区並びに遠別町地内歌越三地域に電気導入促進の件 (採択)
- 第二九七号 大野町有牧野を草地放牧利用模範施設として指定の件 (採択)
- 第三三三号 大樹町振別地区に固有貸付雌牛導入の件 (保留)
- 第三八五号 釧路地方の農業振興対策の件 (採択)
- 第四二五号 農山漁村の既設電化施設の腐朽による更新並びに電気事業育成強化の件 (採択)

商工、労働両部も対象となるものがあるのではないか、この結論は第三回定例会に提案されるのか、労働科学研究所の問題は行政調査委員会の議題になつたのか、第三回定例会までにこれの結論はでないか、また他の試験研究機関についても結論を出すのかどうか、失対事業所の副監督及び事務補助の問題に対する総務部長との折衝で次回の追加予算に検討していると聞いているがどのようになつていのか、釧路における火力発電所設置の問題はどうなつていっているか、また火力発電に関する資料提出方、

村本委員(社)より、労働科学研究所の問題を部内で検討するようになつた動機は何か、この問題は一般行政と関連せしめて検討すべきである。

五藤委員(社)より、労働部はこの問題で全道労協と話し合いを行なつたことがあるか、メーデー以来全道労協との関係がうまくいっていないが、この問題は慎重に取扱つてもらいたい

こと等について質疑、意見及び要望があり、商工部長、労政課長、職業安定課長より答弁。

⑤ 池田(稜)委員(自民)より、次回委員会に地下資源調査所及び中央卸売市場の視察をしてはどうかと意見があり、異議なくそのことに決定。

⑥ 本日聴取した陳情は次のとおり。
北海道ダイゼル機械興業株式会社

北海道ダイゼル機械興業株式会社

一般議事

① 渡部委員（社）より、へき地農山漁村電気導入事業育成強化等に關する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 笠井農開協組織整備対策小委員長（社）より、農開協組織整備対策の審議状況及びその経過について中間報告があつた後、

渡部委員（社）より、本問題について道開連と委員会との意見が対立しているように新聞報道されており、また仄聞するところによると農協関係の議員が委員になつていたので不利だということと真向うから対立しているような印象を与えているようであるが隔意のない意見交換を行ない誤解をまねかぬよう取り扱ひされたい、道開連等と話し合ひはなかつたのかどうかについて質疑及び要望があり、笠井小委員長（社）より応答。

渡部委員（社）より、農務、農開両小委で案ができるのと両本委員会の意思決定をまつて始めて、成案ということになるので小委の案ができ次第、委員長としては遅滞なく委員会を招集して審議されたいと思うが委員長の見解はどうか

について質疑があり、委員長より応答。次に

③ 農業改良課長より、八月一日現在の農作物生育及び農作業の状況等について報告があつた後

笠井委員（社）より、全道的にみて今後回復見込みのないところがあるか、西紋別地帯はどうか

について質疑があり、農業改良課長より答弁。

④ 委員長より、農業試験場関係及びびん菜工場設置問題については本日審議を行なわず継続審査とすることとしてはどうかと諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 委員長より、生乳共販対策問題について明日生産団体並びに乳業者の出席を求め意見を聴取するが、先に午前中は生産者、午後は会社側を呼ぶことに一応決めているが、午前中はホクレン、北農中央

会、酪農協会の三者を一しよに呼ぶこと及び午後には呼ぶ会社側は時間を決めて別々に呼ぶことにし何処の会社を先にするかについては委員長一任とされたいことについて諮り、異議なくそのことに決定。

菅田委員（社）より、明日の委員会の進め方についてどうするか、意見聴取の後質問をしてもよいのか、それとも意見聴取にとどめるのか、

渡部委員（社）より、当委員会から意見を出して相手の意見を聞くというような論戦にわたることはさげやうということであり、相手側の意図がわからない場合は質問しても良いのではないかと。

高橋委員（自民）より、あらかじめ委員長より理解するために質問があるかも知れない旨を話しておいてもらい論戦にわたるような場合座長より注意を願うことにすればよいのではないかと。等について質疑及び意見があり、委員長より応答。

○八月九日 午前十時三十五分、第一委員室において開議、午後三時五

十八分散会、委員長 二瓶栄吾（協）

一般議事

① 委員長より、本日の議事は共同集乳組織整備対策について一、現在道が推進している共同集乳組織の整備事業についてどのように考えているか、二、貿易の自由化に対処して乳業の合理化をどのように考えているか、三、現在会社が行なっている乳代の直払及び生産資材のあつせん事業等と農協組織との関係についてどのように考えているかの三点について生産者団体並びに乳業会社の意見聴取を行なうのであるが、会議の形式としては懇談会の形式で行なうこととし、委員会は暫時休憩の上進めることについて諮り、異議なくそのことに決定、午前十時三十七分暫時休憩（休憩中、沢酪農協会副会長、西木戸ホクレン参事、斎藤農協中央会指導部長等より意見を

聴取。午後零時二十八分再開。

委員長より、以上をもつて午前中の意見聴取を終ることとし関係三者に対し謝意を述べた後、午後は森永、明治、雪印の三乳業会社よりそれぞれ意見聴取を行なう旨を述べ、午後零時三十分一旦休憩、午後一時四十分再開。

桶谷副委員長（自民）より、森永、明治、雪印の三乳業会社より三点について意見聴取を行なう旨を述べ、午後一時四十二分暫時休憩、（休憩中、石川森永乳業道事務所長、竹内明治乳業道営業所長、鈴木雪印乳業副社長等より意見を聴取）午後三時四十五分再開。

委員長より、以上をもつて三社の意見聴取を終ることとし三者に対し謝意を述べた。

② 農務部長より、ビート工場問題について八月一日農林省において大臣が各申請会社の社長を集め提示された事項についての経過説明を聴取の後、

渡部委員（社）より、原料集荷区域についての案は最終的に何時頃決まるのか、北海道におけるん菜振興計画及びびん菜糖工場の新設についての資料一項より四項までのうち、どれが試案でどの点が決まっているのか

について質疑があり、農務部長より答弁。

③ 委員長より、本日の議事はこの程度にとどめ、生産者団体並びに乳業会社より聴取した意見について当委員会としての考えのとりまとめ等については次回委員会で行なうこととし、次回委員会開会日は二十日過ぎを予定し委員長に一任されたいことについて諮り、異議なくそのことに決定。

○八月二十二日 午前十時二十八分、第一委員室において開議、午前十

一時四十分散会、委員長 二瓶榮吾（協）
請願、陳情の審査

陳情

第二九五号、ハツカ耕作振興対策促進の件 （採 択）

第四〇一号 家畜法定伝染病検診手数料の公費負担について要望の件 （採 択）

第四一五号 果樹園芸振興対策促進の件 （採 択）

第四二二号 昭和三十六年度豆作改善対策に関する要望の件 （採 択）

第四二七号 留萌管内に畑作後進地域農業開発対策要綱に基づくレンチャー等配置の件 （採 択）

一般議事

① 委員長より、本日南条農林大臣が来道されるので大臣に対する道の要望事項並びに視察日程等について理事者より説明を聴取することについて諮り、異議なくそのことに決定の後、農務部次長より農林大臣に対する農務部関係要望事項の説明を聴取、

委員長より、農林大臣の道内視察に際し当委員会として案内することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお人選については慣例としてその地域に大臣が行かれた場合にはその地域の議員が代表して案内しているが今回もそのようにすることとし、高橋（自民）堀野（社）菅田（社）の三委員を委員会代表として案内することに決定、

菅田委員（社）より、二十四日以降の案内については了解するが明日の石狩管内については正副委員長が案内をしてはどうか、

高橋委員（自民）より、二十三日の案内は正副長にお願いしたいことについてそれぞれ意見があり、委員長より応答の後、午前十時四十分一旦休憩、午前十時四十二分再開。

委員長より、二十三日の案内については正副委員長及び高橋（自民）堀野（社）菅田（社）の三委員が協議して決めることについて諮り、異議なくそのことに決定、次に

② 桶谷副委員長（自民）より、道東方面農業事情視察調査について報告の後、異議なくこれを了承。

③ 菅田委員（社）より、農家負債整理対策に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承、午前十時四十八分一旦休憩、午前十一時十八分再開、

④ 委員長より、今後の委員会の運営については九月二日及び三日に委員会を開催し、調査事件として農林漁業基本問題審議会の審議状況の中間報告を受けることとし、引き続き五日より道内調査（道南、道北）を行ない日程については三日までに作成するよう取り運ぶことについて諮り、異議なくそのことに決定。

⑤ 畜産課長より、行政調査委員会において審議されている酪農事務所を支庁の中に統合する問題及び農政課長より、道立農業協同組合講習所の運営を北農中央会に委託する問題についてそれぞれ説明を聴取の後、

渡部委員（社）より、その他機構改革で問題になっているものはないのか、家畜保健所等についてはどうか
について質疑があり、農政課長より答弁。

建設委員会

○八月二十二日 午後一時十五分、各派交渉室において開議、午後二時五十二分散会、委員長 伊藤 弘（自民）

請願、陳情の審査

委員長より、当委員会付託の請願陳情審査についてはなお調査を要するものとし継続審査とすることについて諮り、異議なくそのこ

とに決定。

一般議事

① 奈良委員（自民）より、海岸浸食防止対策促進に関する中央折衝の経過について報告の後、

委員長より、本件については中央における明年度予算編成の経過等をにらみ合わせ、さらに中央折衝を行ない本事業の促進をはかることとし本報告を了承することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 遠藤委員（社）より、道内公共土木施設状況調査の経過について報告があつた後、異議なくこれを了承。

③ 委員長より、新道路整備五カ年計画並びに本道関係事業費の内容について説明を求め、土木部長より説明を聴取の後、
奥野委員（自民）より、道路関係は当初の計画と比較してどうなっているか
について質疑があり、道路課長より答弁。次に

④ 委員長より、明年度予算要求についてさきの委員会で説明を聴取したがその後若干の変更があるので、これの変更分について説明を求め、建築部長、土木部長より説明を聴取の後、
竹内委員（社）より、昭和三十六年度公営住宅建設予算要求書によると従来の補助率で要求することになっているが低家賃住宅建設促進をはかるためには根本的に補助率の改訂措置が必要でないか、津波対策は今年度継続でやるのか
について質疑があり、建築部長、土木部長より答弁。

⑤ 奈良委員（自民）より、土木現業所の支庁統合問題については道行政調査委員会において審議中であるが、いまだ正式結論の段階に至っていない旨新聞報道されているが、これまでの経過について説明聴取をしようか
について意見があり、異議なく説明を聴取することに決定、土

本部長より説明を聴取の後

齋藤(正)委員(社)より、行政調査委員会が開発局の問題について話し合ったことはあるかどうか、本問題に対する賛成反対の論拠を書面で提出されたい

奈良委員(白民)より、本問題については慎重に検討したいので齋藤(正)委員(社)の要求資料は是非提出されたい、また二十七日に開かれる行政調査委員会小委員会においては当委員会の意のあるところをくんで部長は努力されたい

坂下委員(社)より、行政調査委員会において統合した方がよいという発言の中で、地域の特長性に適合した開発を強力に推進するためとあるが、無理なへりくつをつけて統合することのないよう、また技術屋である土現職員と一般職員との間においてより緊密化を図られるよう充分注意を払い道民の理解と協力を得るよう努力されたい。

竹内委員(社)より、九月一日より一部権限委譲が行なわれるようだが土木部自体の意思を明確に打出し外部に反映させる必要があるのではないか

等について質疑、意見及び要望があり、土木部長より答弁があつて午後二時十五分一旦休憩、午後二時五十二分再開。

⑥ 本日の議事はこの程度とすることとした。

農地開拓委員会

○八月十日

午前十一時四十二分、第三委員室において開議、午後一時十三分散会、委員長事故のため副委員長 黒松秀夫(協)

一般議事

① 森 委員(白民)より、開拓未利用地の措置等に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

橋本(正)委員(社)より、開拓未利用地の措置についてその後農林省はどのように作業を進めているのか、併せ買収措置に関し売り払いの後必要が生じた場合はどのようになるのか、また総合経営の点から計画に自信をもっているのか、返還は旧所有者になるのか、官債は異動が多いので約束は完全に果されるのか

等について質疑があり、農地開拓部次長、開拓計画課長より答弁。
② 大石農開協組織整備対策小委員長(社)より、農開協組織整備対策に関する審議状況及び中央折衝の経過について報告。

③ 副委員長より、昭和三十六年度北海道開発予算編成における中央情勢について説明を求め、農地開拓部次長より説明を聴取の後、橋本(正)委員(社)より、水田関係事業予算に関し、大夕張、美唄等の別枠予算措置について柱を立てないということは農林省が大蔵省の意見で後退しているように思われる、現地では設計も出来、揚水機等をつけてやっている現状であり本計画を進めてもらわなくてはならないと思うがどうか、畑地土地改良補助率五割五分であるの五分について責任ある措置がなされているというがそれで畑作振興は可能なのか、また六割の国庫補助率でやれるものとやれないものがあるというが知事が上置きするということか、関連して

清水委員(社)より、三十六年度水田関係の新規事業について一年位採択を認めないという農林省の方針のようであるが道内地帯は水田でなければならぬところもあり農家経済の面から問題があると思う、農林省の方針を根本的に改めてほしい、新規入植戸数について道は六百五十戸、開発庁は四百五十戸程度というが道の分村計画及び未利用地返還計画より少ないのではないか、また分村計画より考えると移転費十五万円では少ないと思うがどうか、今後

予算の増額について努力されたい、

山田委員(社)より、移転費十五万円は一戸当りか、またこれには負債を考慮しているのか、道は三十六年度予算で三十五万円要求しているというがその内容の明示、定例第二回の予算特別委員会における部長答弁では十五万円に移転出来るといつているが、部次長の答弁は部長答弁と食い違っているのではないか、

久米委員(自民)より、農民の自己負担に対する農林中金の融資は何割か

等について質疑及び要望があり、農地開拓部次長より答弁があつて、午後一時三十分一旦休憩、午後一時九分再開。

④ 副委員長より、八月十八日より二十三日までの六日間道内調査を行なうこと及び派遣委員については委員長一任にされたい旨を語り、異議なくそのことに決定。

⑤ 副委員長より、昭和三十六年度国費予算要望折衝のため委員を派遣することについて諮り、異議なくそのことに決定、なお時期、派遣委員等については委員長一任とすることとした。

水産委員会

○八月十七日 午後一時十五分、第二委員室において開議、午後三時十分散会、委員長 麻里悌三(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第三一三号 且高沖におけるえび資源調査試験操業中止の件

(保 留)

第四二四号 北方未開発魚田におけるえび試験操業許可の件

(保 留)

第四四〇号 留萌管区えび桁操業許可の件

(保 留)

第四四一号 留萌管内北部魚田におけるえび桁網漁業試験操業許可の件

(保 留)

一般議事

① 松平委員(自民)より、日ノ近海漁業の安全操業確保並びに国家補償に関する中央折衝の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

② 大島(仁)委員(社)より、道内水産状況調査(大壳、焼尻、礼文)について報告の後、異議なくこれを了承。

○八月十八日 午前十一時十五分、第二委員室において開議、午後四時五分散会、委員長 麻里悌三(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第三一三号 日高沖におけるえび資源調査試験操業中止の件

(保 留)

第四二四号 北方未開発魚田におけるえび試験操業許可の件

(保 留)

第四四〇号 留萌管区えび桁漁業許可の件

(保 留)

第四四一号 留萌管内北部魚田におけるえび桁網漁業試験操業許可の件

(保 留)

○八月十九日 午後三時七分、第二委員室において開議、午後四時五十分散会、委員長 麻里悌三(自民)

請願、陳情の審査

陳情

第三一三号 日高沖におけるえび資源調査試験操業中止の件 (議決不要)

第四二四号 北方未開発魚田におけるえび試験操業許可の件 (保 留)

第四四〇号 留萌管区えび桁漁業許可の件 (保 留)

第四四一号 留萌管内北部魚田におけるえび桁網漁業試験操業許可の件 (保 留)

文教林務委員会

○八月十一日 午前十一時二十二分、第一委員室において開議、午後四時二分散会、委員長 大沢重太郎(自民)

請願、陳情の審査

請 願

第四七号 ニセコ道立自然公園及び積丹半島小樽海岸を国立公園指定の件 (採 択)

第二七〇号 利尻礼文道立自然公園を国定公園に指定の件 (保 留)

第三六号 白樺新学園帯広商業高等学校創立認可の件 (議決不要)

第一八六号 全道私学に対し道費助成の件 (採 択)

陳 情

第二二三号 松前町を道立自然公園に指定の件 (保 留)

第二六七号 桂沢湖周辺地域を富良野芦別道立公園に編入促進の件 (保 留)

第三三六号 島牧村なめこ組合に対し助成の件 (不採択)

第三四四号 根室管内の森林区増設並びに林業改良指導員増員の件 (保 留)

第四一五号 野兎、野兎の被害防止による森林資源の保護対策の件 (採 択)

第四三一号 民有林における野兎、野兎被害防止対策の件 (採 択)

一般議事

① 堀委員(社)より、前回の委員会において十一日は文教関係十二日は林務部関係の案件について審議することに打合せていたがなぜ十一日に林務部関係の案件を審議することに変更したのかについて議事進行の発言があり、委員長より応答。

② 湯田委員(社)より、道内自然公園候補地及び高等学校校舎の現況に関する道内調査の経過について報告の後、異議なくこれを了承。

③ 林務部長より、昭和三十六年度開発予算要求林務関係予算折衝の概要について説明を聴取。

④ 湯田委員(社)より、植樹祭の日程が新聞に報道されているがこの日程はどこで決めたのか、昭和南山の砂防保安林はかん伐する時期にきているがこの場合だれの所有になるのか

神部委員(自民)より、保安林のかん伐費は全額公費か、また所有権の帰属はだれのものになるのか

堀委員(社)より、植樹した後は個人の所有となるか保安林であるため何らかの制約がなければならぬと思うがどうか、また保安林はある時期がきても禁伐であるので処分できないものと解してよいかどうか

⑤ 本日聴取した陳情は次のとおり。
等についてそれぞれ質疑及び意見があり、林務部長より答弁。

積丹半島小樽海岸及びニセコ道立自然公園地帯を国定公園に指定

方について

積丹町長

○八月十二日 午前十時四十分、第一委員室において開議、午後三時二十分散会、委員長 大沢重太郎（自民）

付託案件の審査

前会より継続審査の議案第十九号（北海道公立学校の学校医の公務災害補償に関する条例案）を議題に供し、

山内委員（社）より、本議案は前委員会において疑義がありまだ解明されないまま結論に至っていない、この母法は、昭和二十九年に熊本で事件が起きてその後議員提案により質疑もなしに可決されたもので、これを本道の立地条件に照した場合、獣医師や、その他の医師などに深い関連があるので目下検討中もあり次回委員会までに結論を出したいことについて意見があつた後、

委員長より、議案第十九号は、継続審査とすることについて諮り、異議なくそのことに決定。

請願、陳情の審査

請願

第七号 市立芦別啓南高等学校道立移管の件（保 留）

第一二五号 尻岸内村地内恵山を道文化財として指定の件（採 択）

第二〇五号 管理職手当改廃の件（外九件）（保 留）

第二一二号 管理職手当撤廃に関する件（外三十六件）（保 留）

陳情

第一一一号 室蘭清水丘高等学校校舎改築並びに校地拡張の件（保 留）

第二五三号 市町村立定時制高等学校道立移管の件（保 留）

第三〇一号 公立高等学校新設並びに学級増加の件（保 留）

第三〇二号 岩見沢市に北海道青年の家設置の件（保 留）

第三三五号 札幌市に道立高等学校新設の件（保 留）

第三六三号 道立砂川南及び砂川北高等学校の学級増実現の件（保 留）

第三六四号 修学旅行引卒教員旅費予算化の件（外三件）（保 留）

第三七五号 教育予算増額措置要望の件（採 決）

第四〇五号 修学旅行引卒教員旅費予算化の件（採 決）

第四三三号 道立室蘭清水丘高等学校校移転改築の件（保 留）

特別委員会

総合開発調査特別委員会

○八月十九日 午前十一時二十八分、第一委員室において開議、午後一時十八分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 企画本部長より、先の委員会において要求のあつた昭和三十六年度開発予算に関連する諸問題についての資料について説明を聴取の後、委員長より、本日提出された各資料の検討のためこの程度にとどめ、明日二十日午前十時より引き続き委員会を開会することについて諮り、異議なくそのことに決定。

○八月二十日 午前十一時八分、第一委員室において開議、午後一時二

十六分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 明年度開発予算等に関する諸問題について

塚田委員（社）より、北海道総合開発第二次計画の基礎となつて
いる経済樹立五カ年計画は国内経済の飛躍的成長によりすでに空文
化し第二次計画自体日本経済の実態にそぐわないものが見受けられ
るに至つている、また先に来道した西川開発庁長官も明年度を初年
度とする新たな計画を立てるべきであるともらしているようであ
るがこのように計画が現状とギャップをきたしている事情の中にあ
つて本計画を現状とどのようにマツチさせていく考えか、第二次計
画の目標となつている輸出の飛躍的発展、輸入の増大防止の問題な
ど本道産業に支障をきたしている現状及び曲り角にきた開拓行政、
食糧増産費関係予算の減少、農家負債整理問題の未解決、本道石炭
業の企業整理など計画が具体的に現状にマツチしていない状態にあ
つて第二次計画は目標計画であるからよいとしてだまつていてよい
かどうか、農業基本法に關連して内地府県とはその事情が違ふこ
とを充分考慮されなければならないが、金山ダム等の事情をみると国の
食糧政策その他から地方団体、地元との考え方がしつくりしないも
のがある。また農家負債整理についても知事は一般論として対処し
ているがこれに対しては基本的に本道農業はいかにあるべきかの観
点から解決されなければならないものと思うがこれに対して現状は
どうなつているのか、第二次産業の企業誘致に対しその隘路となつ
ている電力料金の割高の問題に対する考え方、農家負債整理につい
て知事は当面自創資金でやるが基本的に農業基本法の中で抜本的に
処理するよう進めたいと言明しているが中央においては以外に早く
進められその構想が発表されているこのような状況下にありながら
国の調査が終らなければ云々というようなことはなはだ遺憾であ

る、電力料金については少なくとも市町村組合等に対する負担輕
減の措置のみでも講ずべきでないか、

太田委員（社）より、西川開発庁長官は「第二次計画は三十五年度
で打ち切り三十六年度から第三次計画に移行することがよいと考えた
が各省との関係もあるので三十七年度から第三次計画に入りたい」
と思ひ切つた談話が述べられているが、これに対し事前に知事と打
合わせでもあつたものかどうか、また談話発表後においても道側に
対し話し合いがなされたかどうか、この長官の発言に対し知事は早速
に長官と意見の調整を行ない道民にこの点を明らかにすべきものと
思うがどうか、先に知事は記者会見で国の一千億減税の一環として
本道の減税を考えられるよう折衝したいと言明しているが道で現在
調査中の理論計算は十二日調査完了ということであり、また統計課
の調査は来年夏頃ということであるのでいずれも中央の納得する資
料は本年秋までに間に合わないことになると思うがこれに対し事務
的にどのような対処しようとするのか、税制調査会に対し事務的に
折衝されたというが見通しはどうか、

井野委員（社）より、知事は先の委員会において開発の基本理念
は変わらないと述べられその理由付けを明らかにして提出するよう要
請しておいたがこの用意ができていないのかどうか、国の方向が日米
経済協力下であり本道にとつて極めてマイナスを与える状況下にお
いて本道経済を上向きに進めるためこれらの国の諸事情にとらわれ
ることなく道独自の方向を考えるべきでないか、

荒 委員（社）より、第二次計画を定めた当初の情勢と現状では
その事情が非常に變つてきているまた開発計画というものは予算要
求の手段として考えているからこの計画は変えられないというよう
にも受けとれるが計画の内容については閣議決定を見ているものでは
ないから日本経済に適應するよう変えることも差支えないもの
と考える、青函トンネル、運賃の割引き、電力料金の引き下げ問題推

進に対する基本的考え方はどうか、貿易自由化の影響を受ける本道農業に対して具体的にどのようなようにして対処しようとする考えであるのか、また補助率引き上げ及び減税問題に関連して国の一千億減税は地方税収にも大きく影響する問題であり充分考慮されなければならぬ、これら第二次計画推進上の諸問題をどのようにして解決する考えであるか、この考え方及び方針を議会に提出して議会の審議協力のもとに推進すべきと考えるので各諸問題の推進方法を次回委員会に提出されたい、

笠井委員（社）より、農業基本法においては農業の企業性ということが強く打出されているが、このような方向に対してどのように考えるか、また農家負債整理については当初第二次計画の重点施策として取り上げていたが昨日提出の重点項目の中には畑作振興の中で小さく取り上げられているに過ぎないことに對する考え方はどうか、河川総合開発の推進問題に関連して空知川金山ダムの建設計画が進んでいるが地元においては村再建ということから六十数項目にわたる要望が出されていることに對し知事はどのような施策を講ずる考えが、また委員会として金山ダムの現地調査を行なう機会をもつてもらいたい（関連して塚田委員（社）より、ダム建設に伴う補償の完全を期するため中央に對しどのように折衝したかその経過について、荒委員（社）より、今回の補償基準の提示にあたって事前に道に相談等がなされたのか、この補償基準について改訂の余地はあるのか、これらに對する従来の例から国が方針を示すことを押し付けているようである、道は局と緊密な連絡のもとに進めるべきである）

こと等についてそれぞれ質疑、意見及び資料の提出要求があり、企画本部長、資源課長より答弁。

② 委員長より、金山ダムの現地調査について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員及び日程等については委員長一任とすることに

した。

○八月二十五日

午後二時三十五分、第一委員室において開議、午後四時五十二分散会、委員長 佐々木利雄（自民）

① 委員長より、先の委員会において知事の出席要求があり、本日出席を得たので総合開発上の諸問題について審議する旨を述べ、荒委員（社）より、前委員会において本部長に對し知事に求める質疑事項を述べているのでこれに對する知事の答弁を聞いてから再質疑をしたいのでどのように取扱われたい

ことについて意見があり、異議なくそのように取扱うことに決定、知事より先の委員会において質疑のあつた総合開発の諸問題について答弁があつた後、

塚田委員（社）より、西川長官来道の際記者会見などで第二次計画は四カ年で打ち切り三十七年度から第三次計画に入るべきであるというような発言あるいは第二次計画の根拠となつた経済樹立五カ年計画が経済成長の推移に伴つて変更を余儀なくされている状況からこの計画を見通す必要があるのではないか、また知事は議会対策等から新政策的な面に対して何等の言明もなされていないが開発庁ではすでに本道開発に對する新政策を打ち出しているこのことに對する知事の考え方、第二次計画における各項目の年次別達成率の資料提出方、農家負債整理問題については暫定措置として自創法で対処して基本的には農業基本法が制定されるのを待つて検討したいと述べているが基本問題調査会の答申によると負債のある者はいたしかたがないからこれらに對しては社会保障面で救済するとの考え方のようであるが見方によつては冷酷な経済原則に立つて考えられているようであるこれに對して知事はどのように考えているか、青函トンネルの推進について知事は消極的である。国鉄をして建設せしめるといふような強い態度をもつて進めるべきと思うがこれに對す

る決意はどうか、減税問題に関連して国が現在検討している一千億減税の中で本道の特別減税をどのように実現するよう折衝する考えか、今回の減税に対しては税制調査会からすでに答申が出されているがこの答申の中には本道の減税が考えられているのか、

荒 委員(社)より、第二次計画において計画の目標に達しないものに対し今後どのように推進せしめる考えか、また鉱工業関係においては目標の半ばにも達していない理由、第二次計画が伸びを示していない理由、税、運賃、電力料金等いずれも中央における施策を講じなければ解決されないものである、従つてこれらの諸問題に対し知事は議会で解決方法を具体的に示し協議討論の上結論を得て中央折衝するというようにもつていくべきでないか、また電力料金についても開発審議会治水電力小委員会の結論を待つているというが道は同委員会に対しどのように要望しているのか、本道における工業開発の隘路に対する問題点の資料提出方、また電力料金の問題については今次の固定資産税率引き下げがなされても電力料金の引き下げにはなつていない、特に離島へき地等に対する引き下げについても考えてもらいたい、なお固定資産税引き下げに関連して一般道民は何等引き下げられていないのではないか、
等について質疑、知事より答弁、暫時休憩の後、午後四時四十分再開。

塚田委員(社)より、具体的現状認識及び考え方において知事との間にまだ隔りがあるので明日更に知事に質疑を行ない考え方を一致せしめて進めたいと考えるのでそのように取り進められたい、また第二次計画目標に対し現段階における各項目別の達成率及び金山ダム建設に伴う補償基準の内容等に対する資料提出方、

太田委員(社)より、本委員会の運営については事務的な面より政治的に取り上げられる問題が多いから今後都合のつく限り本部長を通じて知事側と連絡を密にして運営にあたつてもらいたい

ことについて意見及び資料提出要求があり、委員長より応答、企画本部長より答弁。

○八月二十六日 午前十時十分より引き続き委員会を続行することとした。

○八月二十六日 午前十時五十分、第一委員室において開議、午後二時六分散会、委員長 佐々木利雄(自民)

① 委員長より、昨日塚田委員(社)から要求のあつた資料について配付のとおり提出があつたので了承願いたい旨を述べ、ついで昨日に引き続き総合開発の諸問題に対する審議に入り、

太田委員(社)より、本月二十二日開発庁において明年度の新政策として八項目の事項を發表しているがこの新政策を開発庁において検討する際道に対し協力相談等が事前になされたものかどうか、重化学工業センターの設置については予見できなくその他の七項目については意見の一致をみたことであるがこれらの各事項に対し知事として協力していく考えがあるかどうか、企業誘致に関連して本道は内地府県に比べ土地、水等については余裕があるとはいいながら敷地については公営住宅の建設にあたつてもなやんでいるのが現状である、このようなことから道としても住宅地帯の確保、企業誘致に対する用地の確保対策について何等かの措置を講ずるかまたは市町村をして指導せしめるとかの考え方はどうか、第三次計画の策定に関連して道は全道十四支庁に命じて地域開発計画を検討せしめているがこの地域開発計画に対してはどのような目標を示されているのか、また国の新政策に対応する計画等も指示しているかどうか、青函擬制距離運賃の是正問題に対する現況はどのようなふうか、新政策の中で開発経費の補助率引き上げ地元負担軽減をうたつているがこれに対する知事の考え方、一千億減税に伴う地方財政への影響とその対策、次期総選挙に関連して現内閣が新政策を打ち出すことについて本道選出与党代議士が本道の飛躍的發展を意

味する新政策を発表する旨言明しているがこのことに對する知事の考え方、今後とも長官を鞭撻して善処されるよう努力されたい、また関係者の総力を結集して真剣に推進せしめる方法を講ぜられたい

荒 委員(社)より、知事は中央に直結しているといいながら開発庁で新政策を発表される前の予算要求にあたって開会された委員会では何ら説明がされていない、また国の施策についても別段相談を受けていないというのがこれでは政府が勝手に本道の政策を進めていくようなことになるこのように對しては事前に情報等を東京事務所でキヤツチされなければならないものと思うがこのことに對する考え方はどうか、今後中央の動きに對しどのようにして情報をキヤツチしていくのか、今後本委員会を運営するに当り委員長はどのように對処していく考えか、道において先にわれわれに明示した重点事項と開発庁の発表された政策を比べてみると新しいものが見受けられるこのようなものは道民道議会の協力を得なくてはならないものであると思うが何故本委員会に事前に話し合い協議がなされなかつたのか、今後このように對しては本委員会に諮つてもらいたい、

塚田委員(社)より、知事は重化学センターのみが新しいものでその他は目新しくないといつているが石炭工業振興に關連して山元で大規模な火力発電所設置云々とあるがこれに對する考え方、また青函トンネルとあわせて新航路設定とはどのようなものか、農家負債整理云々といふことの内容はわれわれの希望していることとピツタリ合つたものかどうか、道は開発庁の新政策発表に際し充分話合つたことであるが本委員会に對する報告が完全にされておらないことは遺憾である、今後の本委員会運営及び第二次計画推進上の懸案事項に對する推進方法についても検討すべきである

こと等について質疑及び意見があり、委員長より応答、知事、企画本部長より答弁があつて、暫時休憩、午後一時四十五分再開。

② 委員長より、青函トンネルの促進、電力料金問題等従来の懸案事項の解決促進及び第三次五カ年計画の策定準備等に關連する道開発新政策の問題等について深く掘り下げた検討を行なうため本委員会に五名の小委員会を設け早急に調査を行なうことについて諮り、異議なくそのことに決定、なお小委員会に欠席を生じた場合委員長において補欠指名すること及び小委員会の委員は各党と協議の上委員長において後刻指名することとした。

③ 塚田委員(社)より、小委員会の設置に關連して小委員会の調査検討に對し理事者の協力に對する考え方、議長は開発審議会の正委員である關係から本委員会の運営と密接な關係があるのでできる限り正副議長の出席を求めよう取扱われたい

ことについて意見及び要望があり、委員長より応答、知事より答弁、次に委員長より、本月三十日開かれる開発審議会にオブザーバーとして出席するための委員派遣について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員の選任については委員長一任とすることとした。

④ 委員長より、金山ダム建設問題について開発局關係者の説明を休憩して聴取する旨を述べ、暫時休憩、(休憩中開発局森田河川課長より金ダム建設問題について説明を聴取)午後二時五分再開の後、本日はこの程度にとどめることに決定。

○八月五日

午前十時三十五分、第一委員室において農家負債整理対策

連合小委員会を開議、午後一時十六分散会、連合小委員長 佐々木利雄(自民)

① 連合小委員長より、委員会招集の経緯について述べ、菅田委員(社)より、三委員長のうち農地開拓委員長が欠席されている理由、特に先に南条代議士が来道の際農地開拓委員長が農民代表とともに陳情を行なつておりその経過を知りたいので出張日程を調べてもらいたい、

渡部委員(社)より、先般来中央の政情も安定し更には道選出の南条農相が出現して本件推進の条件が全く整ったわけであるがこの機会に本件の具体的スケジュールが出されこれに基いた協議のための委員会と考えてきたが全く期待はづれの感であるこのスケジュールはどのようになっているか、また本件に対する知事の考え方及び南条農相との話し合いについて今後どのように考えているのか、

笠井委員(社)より、この度の新たな情勢の中で本件を推進したいという連合小委員長の考え方はわかるがこのことに対してはまず理事者において知事、副知事が自から卒先して基本的方法を示すの上で立つて進めていくべきものと考えがこの点はどうなっているか

について質疑、連合小委員長より応答。

② 農務部長より、農家負債整理対策推進の考え方について説明を聴取の後、

笠井委員(社)より、連合小委員長の話によると本月二十日頃までに農相が本件に対する具体的構想をもつて帰道するというところであるがこのことに対し理事者はどのようなスケジュールで対処する考えであるのか

橋本(正)委員(社)より、先に本年度実施している農家負債調査についてその後何等かの変化があつたのかどうかについて質疑した際これに対してはもう少し待つてほしいということであつた、本日はこの調査結果により別な要素等が現われたかどうか、

渡部委員(社)より、二十日頃農相が帰道されて農家負債対策について構想を発表するのでこれに先立つて本委員会として運動するということであるが町村知事と南条さんが直結していても本件に対しては自民党あるいは大蔵省等の関係もあるのでこれらに対し本委員会としての折衝を行なうべきであるということであるのか、またこのように対しては知事、副知事の意向等も聞かな

ければならないと思う、連合小委員長より、本件に対する中央情勢はどのようになっているかその見直し

等について質疑、農務部長、農地開拓部総務課長より答弁があつて暫時休憩の後、午後一時十分再開、農務部長より、笠井委員(社)の本件推進の考え方に対する質疑に対し答弁。

② 連合小委員長より、農家負債整理対策に関する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員の選任については委員長一任とすることとした。





全国都道府県議会議長会

○八月九日 都道府県会館において第五十一回地方制度調査委員会を開催し、次の事項を協議した。

- 一 首都制度について
- 一 地方税財政について
- 一 未開発地域の開発促進に関する特例措置について
- 一 公職選挙法の改正について
- 一 地方公務員の共済制度について
- 一 百万都市の構想と防災基本法をめぐる現況について

北海道、東北六県議会議事連絡協議会

○八月三十日 青森県において開催、次の事項を研究協議した。

- 新年度予算議会における各部要求予算の調査について
- 各県議会議事事務局の調査機構について
- 調査活動と図書室との関係について
- 資料等刊行物の発行及び登載記事の収集について
- 全国議会議長の調査事務に関する要望について
- その他





第三十四通常国会の展望

第三十四通常国会は昨年十二月二十九日招集、本年七月十五日、延長五十日を含む二百日間の会期を終えて閉幕した。

この国会は日米新安保条約批准の問題をめぐつて与野党が激突、この間安保阻止の大規模なデモ、さらに一名の死者と多くの負傷者を出したデモ隊の国会構内乱入からハガチー米大統領秘書来日に際する暴行、アイク米大統領の訪日中止など相次ぐ混乱と不詳事件が続発、一方警官の院内導入による会期延長及び日米新安保条約の単独強行採決などにより国会は史上空前の空白状態に陥つたが、参議院では法定期間の三十日を経た六月十九日に自然承認という形で成立した。なお、岸内閣は六月二十三日辞意を表明、会期中にも内閣総辞職、後継首班指名ということも伝えられたが、その運びに至らず七月十五日の会期終了とともに今国会は閉会となつた。しかしながら、この国会では昭和三十五年年度予算を年度内に成立させ、また政府提出法案百五十五件のうちその八割にあたる百二十四件と条約九件を成立または承認せしめた。この国会で成立した法案中には、災害対策特別立法としてチリ津波対策関係法八件、自治庁を

省に昇格する自治庁設置法改正法、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法改正法、地方交付税法等改正法等地方側にとつて重要関係をもつものがあり、また四国開発促進法、中央道及び第二東海道の自動車道二法等の成立も地方側としては関心の深い法律といえる。その他政府の重要施策を盛り込んだものとしては医療金融公庫法、道路交通法、治山治水緊急措置法等の成立が目立つた。

法律（案）審査結果総括表

（カッコ内数字は前国会よりの継続審査法律案を示す）

提出区分	提出法律案数	成立	継続審査		否決	議決不要	撤回	審査未了	
			衆議院	参議院				衆議院	参議院
内閣	一五五 (四)	一二四 (二)	二〇	三三	三	三	一	七	
衆議院議員	二四八 (二六)	四九 (二)	二八	二	二	一	四	一七	
参議院議員	六四 (六)	二		四	四			二	
計	二七七 (二八)	一三五 (五)	二八 (二六)	三三 (七)	二	二	一 (四)	二四 (二)	

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立	公布
一	農地被買収者問題調査会設置法	六、二〇、三〇	一一二
二	昭和三十四年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律	三、九三、一〇	四
三	労働者災害補償保険法の一部を改正する法律	三、三三、三二	二九

四	じん肺法	三、三一三、三一	三〇
五	昭和二十八年年度から昭和三十四年度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三三二
六	府等及び技術協力のため必要な物品の外国政府等に対する譲与等に関する法律	三、三〇三、三一	二三三
七	一般会計の歳出の財源に充てるための国有林野事業特別会計からする繰入金に関する法律	五、一三五、二〇	八八
八	糸備安定特別会計法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	四一
九	臨時受託調達特別会計法を廃止する法律	三、三〇三、三一	二二
一〇	南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に関する法律	三、九四、一	四七
一一	国内旅客船公団法の一部を改正する法律	三、九三、一六	九
一二	捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律	三、九三、一六	八
一三	電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律	四、二六四、二八	六四
一四	原子力委員会設置法の一部を改正する法律	五、六五、一〇	七九
一五	日本原子力研究所法の一部を改正する法律	三、二八三、三一	三三
一六	盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	二四
一七	国立学校設置法の一部を改正する法律	三、三〇三、三一	一六
一八	法務省設置法の一部を改正する法律	三、一五三、二一	一〇
一九	運輸省設置法の一部を改正する法律	七、一五七、一九	二二〇

二〇	首都高速度道路公団法の一部を改正する法律	三、九三、一五	一七
二一	土地区画整理法施行法の一部を改正する法律	二、二五三、三	三
二二	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	六、八六、九	九二
二三	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律	六、八六、九	九三
二四	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律	六、八六、九	九四
二五	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律	三、三二三、三一	二七
二六	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律	三、三一三、三一	二八
二七	裁判所職員定員法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	二六
二八	酒税法の一部を改正する法律	三、二二三、二三	一一
二九	中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律	三、九三、一五	五
三〇	中小企業振興資金助成法の一部を改正する法律	三、九三、一五	六
三一	誠失飲業原簿調製等臨時措置法を廃止する法律	三、一五四、一	四八
三二	防衛庁設置法の一部を改正する法律案	衆院継続	
三三	自衛隊法の一部を改正する法律案	衆院継続	
三四	医療金融公庫法	六、八六、一一	九五
三五	科学技術庁設置法の一部を改正する法律	四、二六四、三〇	六六

三六	地方税法の一部を改正する法律	四、二〇四、二二	五六
三七	奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律	四、七四、一一	五三
三八	臨時地方特別交付金に関する法律	四、二七四、三〇	六八
三九	交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律	五、一三五、二〇	八七
四〇	社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部を改正する法律	七、一五八、一一	一三四
四一	総理府設置法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	二五
四二	水産庁設置法の一部を改正する法律	四、六四、二七	五九
四三	漁船損害補償法の一部を改正する法律	三、二八三、三一	一五
四四	農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	四四
四五	果樹農業振興特別措置法案	衆院継続	
四六	開拓融資保証法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三八
四七	海岸法の一部を改正する法律	三、二二三、三〇	一三
四八	建設業法の一部を改正する法律	四、二七五、二	七四
四九	不動産登記法の一部を改正する法律	三、二八三、三一	一四
五〇	公営企業金融公庫法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	四五
五一	関税率法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三五

五二	関税暫定措置法	三、三一三、三一	三六
五三	精神薄弱者福祉法	三、三一三、三一	三七
五四	船主相互保険組合法の一部を改正する法律	五、六五、一一	八〇
五五	身体障害者雇用促進法	七、一五七、二五	一二三
五六	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	衆院継続	
五七	道路整備特別会計法の一部を改正する法律	四、二七五、二	七六
五八	道路交通法	六、二〇六、二五	一〇五
五九	特定港湾施設工事特別会計法の一部を改正する法律	四、二七五、二	七五
六〇	経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の一部を改正する法律	七、一五八、一一	一三七
六一	漁業協同組合整備促進法	四、二〇四、二七	六一
六二	中小漁業融資保証法の一部を改正する法律	四、二〇四、二七	六二
六三	日本国有鉄道法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三四
六四	道路運送法の一部を改正する法律	七、一五八、二	一四一
六五	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律	六、二〇六、二三	一〇二
六六	国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律	三、三一三、三一	三九
六七	農林省設置法の一部を改正する法律	四、一五四、一六	五四

六八	日本電信電話公社法の一部を改正する法律	六、二〇六、二四	一〇三
六九	治山治水緊急措置法	三、三〇三、三一	二一
七〇	治水特別会計法	三、三一三、三一	四〇
七一	放射性同位元素等による放射線障害の防止に 関する法律の一部を改正する法律	四、二〇五、二	七八
七二	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を 改正する法律	三、三一三、三一	三一
七三	開拓管農振興臨時措置法の一部を改正する法 律	七、一五七、二五	一二七
七四	地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法 の一部を改正する法律	四、二七四、三〇	六九
七五	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の 一部を改正する法律	三、三一三、三一	四二
七六	商工会の組織等に関する法律	五、一三五、二〇	八九
七七	行政管理庁設置法の一部を改正する法律	五、一三五、二〇	八五
七八	臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律	五、六五、一四	八一
七九	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法 律案	衆院継続	
八〇	刑法の一部を改正する法律	五、一三五、一六	八三
八一	重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措 置に関する法律の一部を改正する法律	四、二七五、二	七七
八二	消防法の一部を改正する法律	六、一七七、二	一一七
八三	総理府設置法の一部を改正する法律	四、二六四、三〇	六五

八四	アジア経済研究所法	三、三一四、一	五一
八五	石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する 法律	七、一五八、一	一三八
八六	住宅地区改良法	四、二〇五、一七	八四
八七	公営住宅法の一部を改正する法律	四、二〇四、二七	六〇
八八	海外経済協力基金法案	衆院継続	
八九	在外公館の名称及び位置を定める法律等の一 部を改正する法律	三、二一三、二八	一二
九〇	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及 び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正 する法律	六、八六、一三	九六
九一	中小企業種別振興臨時措置法	四、二七四、三〇	七一
九二	建設省設置法の一部を改正する法律	六、二〇七、一	一一五
九三	未婚遺者留守家族等援護法の一部を改正する 法律	七、一五八、一	一三五
九四	弁理士法の一部を改正する法律	四、二六四、三〇	七三
九五	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部 を改正する法律	七、一五八、一	一三六
九六	外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法の 一部を改正する法律	三、三一三、三一	四三
九七	地方公営企業法の一部を改正する法律	四、二六四、三〇	七〇
九八	繊維工業設備臨時措置法の一部を改正する法 律	七、一五七、二三	一二二
九九	自治庁設置法の一部を改正する法律	六、二〇六、三〇	一一三

一〇〇	市町村職員共済組合法の一部を改正する法律	三、三一四、八	五二
一〇一	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案	議決不要	
一〇二	航空法の一部を改正する法律	六、一六、一	九〇
一〇三	地方交付税法等の一部を改正する法律	四、二七四、三〇	六七
一〇四	行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案	衆院継続	
一〇五	開拓者資金融通法の一部を改正する法律	七、一五七、二五	一二四
一〇六	開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法	七、一五七、二五	一二五
一〇七	裁判所法の一部を改正する法律	六、二〇六、二五	一〇四
一〇八	財団法人日本海外協会連合会に対する移住者渡航費貸付資金の貸付条件等に関する法律	三、三一三、三一	四六
一〇九	国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律	六、八六、二八	一一一
一一〇	火薬類取締法の一部を改正する法律	七、一五八、二	一四〇
一一一	石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律	六、一七七、一四	一一八
一二二	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	四、一五四、二六	五八
一二三	国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律	六、八六、二三	九九
一二四	裁判官の災害補償に関する法律	六、二〇六、二三	一〇〇
一二五	船員保険法の一部を改正する法律	七、一五七、一九	一二一

一一六	日本道路公団法の一部を改正する法律	四、二七四、三〇	七二
一一七	公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律	七、一五七、二五	一二六
一一八	割賦販売法案	衆院継続	
一一九	輸出入取引法の一部を改正する法律案	衆院継続	
一二〇	母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律	六、一七七、一	一二六
一二一	日本住宅公団法の一部を改正する法律案	衆院継続	
一二二	外務省設置法の一部を改正する法律	六、二〇六、二三	九八
一二三	国有鉄道運賃法の一部を改正する法律	六、二〇六、二二	九七
一二四	学校教育法等の一部を改正する法律案	審査未了	
一二五	農地法の一部を改正する法律案	衆院継続	
一二六	農業協同組合法の一部を改正する法律案	衆院継続	
一二七	薬事法	七、一五八、一〇	一四五
一二八	薬剤師法	七、一五八、一〇	一四六
一二九	国家公務員法の一部を改正する法律案	審査未了	
一三〇	地方公務員法の一部を改正する法律案	審査未了	
一三一	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案	審査未了	

一三二	地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案	衆議院	審議未了		
一三三	原子力損害の賠償に関する法律案	衆議院	衆議院		
一三四	国有財産特別措置法の一部を改正する法律案	参議院	衆議院		
一三五	公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	参議院	衆議院		
一三六	地代家賃統制令の一部を改正する法案	衆議院	衆議院		
一三七	公立高等学校の設置・適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律案	衆議院	衆議院		
一三八	国土開発縦貫自動車道中央自動車道の予定線を定める法律	衆議院	衆議院		
一三九	九州地方開発促進法の一部を改正する法律案	参議院	衆議院		
一四〇	公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案	衆議院	衆議院		
一四一	電気工事士法	衆議院	衆議院		
一四二	鉄道営業法の一部を改正する法律案	衆議院	衆議院		
一四三	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地域における津波対策事業に関する特別措置法	衆議院	衆議院		
一四四	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律	衆議院	衆議院		
一四五	天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律	衆議院	衆議院		
一四六	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた水産業施設の災害復旧事業に関する特別措置法	衆議院	衆議院		
一四七	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁村における漁民の共同利用に供する特定の漁業施設の設置に関する特別措置法	衆議院	衆議院		

提出番号	法律案名	成立	公 布
一四八	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた漁業の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法	衆議院	衆議院
一四九	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害に伴う公営住宅法の特例に関する法律	衆議院	衆議院
一五〇	昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法	衆議院	衆議院
一五一	自転車競技法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆議院	衆議院
一五二	小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆議院	衆議院
一五三	モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	衆議院	衆議院
一五四	総理府設置法の改正する法律案	衆議院	衆議院
一五五	特殊海軍損害の賠償の請求に関する特別措置法案	衆議院	衆議院
六	小規模事業者に対する金融特別措置法案(大貫大八外九名)	衆議院	衆議院
五	郵便局舎等整備促進法案(森本靖外九名)	衆議院	衆議院
四	健康保険法等の一部を改正する法律案(竜井義高外十六名)	衆議院	衆議院
三	石炭鉱業安定法案(勝間田清一外二十二名)	衆議院	衆議院
二	労働基準法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ外二名)	衆議院	衆議院
一	労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律案(堤ツルヨ外三名)	衆議院	衆議院

衆議院議員提出の部

七	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
八	百貨店法の一部を改正する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
九	公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律(文教委員長)	三、二八四、二六	五七
一〇	中小企業の産業分野の確保に関する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
一一	小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
一二	官公署の中小企業に対する発注の確保に関する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
一三	中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
一四	学校教育法の一部を改正する法律案(山崎始男外七名)	審査未了	
一五	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(山崎始男外七名)	審査未了	
一六	行政書士法の一部を改正する法律(渡海九三郎外二名)	五、一三五、二〇	八六
一七	失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案(八木一男外十二名)	審査未了	
一八	四国地方開発促進法案(前尾繁三郎外三十三名)	撤回	
一九	義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案(金丸徳重外七名)	審査未了	
二〇	商工会法案(小林正美外十名)	否決	
二一	地方税法の一部を改正する法律案(安井吉典外十名)	審査未了	
二二	地方交付税法の一部を改正する法律案(加賀田進外七名)	審査未了	

二三	四国地方開発促進法(前尾繁三郎外四十二名)	四、二〇四、二八	六三
二四	けい肺及び外傷性せき腫障外の療養等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(滝井義高外十三名)	議決不要	
二五	裁判官弾劾法の一部を改正する法律(議院運営委員長)	三、三一四、一	五〇
二六	会社更生法の一部を改正する法律案(大貫大八外九名)	審査未了	
二七	義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部を改正する法律案(長保川保外七名)	審査未了	
二八	石炭産業会議設置法案(武藤武雄他八名)	衆院継続	
二九	九州地方開発促進法の一部を改正する法律案(井出以誠外十七名)	審査未了	
三〇	鉄道公安職員の職務に関する法律を廃止する法律案(猪俣浩三外十三名)	審査未了	
三一	公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎外六名)	衆院継続	
三二	政治資金規正法の一部を改正する法律案(島上善五郎外六名)	衆院継続	
三三	衆議院議員選挙区画審査会設置法案(島上善五郎外六名)	衆院継続	
三四	最低賃金法案(大原亨外十名)	衆院継続	
三五	国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律(議院運営委員長)	六、八六、九	九一
三六	積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の一部を改正する法律(農林水産委員長)	七、一五七、二九	一三三
三七	港湾労働者の雇用安定に関する法律案(五島虎雄外十名)	衆院継続	
三八	労働組合法の一部を改正する法律案(堤ツルヨ外二名)	衆院継続	

第三十三臨時国会分

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成 立	公 布	
			月 日	法律番号
三九	連合国占領軍等の行為による被害等に対する給付金の支給に関する法律案(石橋政嗣外八名)	衆院継続		
四〇	東海道幹線自動車国道建設法(遠藤三郎外五十五名)	七、一五七、二五		一二九
四一	街頭整備促進法案(川村継義外十六名)	衆院継続		
四二	同和对策審議会設置法(中井一夫外百十一名)	七、一五八、一三		一四七
四三	有明海開発促進法案(井出以誠外二十四名)	衆院継続		
四四	電源開発促進法の一部を改正する法律(中村幸八外七名)	七、一五七、二九		一三二
四五	恩給法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(大野伴陸外八名)	衆院継続		
四六	恩給法等の一部を改正する法律案(大野伴陸外八名)	衆院継続		
四七	昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(大野伴陸外七名)	衆院継続		
四八	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案(大野伴陸外八名)	衆院継続		

参議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成 立	公 布	
			月 日	法律番号
一	優生保護法の一部を改正する法律(谷口弥三郎外一名)	四、一五四、二二		五五
二	裁判所職員臨時措置法の一部を改正する法律案(千葉信外一名)	審査未了		
三	引揚者給付金等支給法の一部を改正する法律(社会労働委員長)	五、一三五、一六		八二
四	軌条上の車両の運転等に関する業務上の過失刑事事件の審判の特例に関する法律案(小酒井義男外六名)	審査未了		

衆議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成 立	公 布	
			月 日	法律番号
一四	原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を改正する法律案(大原亨外十三名)	審査未了		
一八	部落問題審議会設置法案(八木一男外二十四名)	撤回		
一九	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(石橋政嗣外八名)	撤回		
二二	地盤沈下対策特別措置法案(松前重義外二十一名)	衆院継続		
二二	国会の審議権の確保のための秩序保持に関する法律案(佐々木盛雄外四名)	衆院継続		
二三	失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律(斎藤邦吉二十三名)	三、三〇三、三一		一八
二四	厚生年金保険法の一部を改正する法律(田中正己外二十三名)	三、三〇三、三一		一七
二五	日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律(田中正己外二十三名)	三、三〇三、三一		二〇
二六	船員保険法の一部を改正する法律(田中正己外二十三名)	三、三〇三、三一		一九

参議院議員提出の部

提出 番号	法 律 案 名	成 立	公 布	
			月 日	法律番号
一	砂防法の一部を改正する法律案(田中一外三名)	参院継続		
二	公共土木施設災害復旧事業費負担法の一部を改正する法律案(田中一外三名)	参院継続		

第三十二臨時国会分

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立	公 月日	布 法律番号
一	昭和三十四年度米穀についての特例に関する法律案(芳賀貢外二十七名)	撤回		

第三十一通常国会分

内閣提出の部

提出番号	法律案名	成立	公 月日	布 法律番号
一六七	厚生保険特別会計法等の一部を改正する法律案	衆院継続		
一六八	船員保険法等の一部を改正する法律案	議決不要		
一八三	医療法の一部を改正する法律案	衆院継続		
一八五	養鶏振興法	三、九四、一		四九

衆議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立	公 月日	布 法律番号
二	農家負債整理資金融通特別措置法案(芳賀貢外十名)	衆院継続		
六	所得税法の一部を改正する法律案(佐藤観次郎外十二名)	衆院継続		
七	公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(勝間田清一外十四名)	衆院継続		
八	地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(勝間田清一外十四名)	衆院継続		

失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷真穂外十三名)

九	失業保険金の給付日数に関する臨時措置法案(多賀谷真穂外十三名)	衆院継続		
四一	飼料需給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢外十三名)	衆院継続		
四二	農産物価格安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢外十三名)	衆院継続		
四五	水産業改良助長法案(赤路友蔵外十六名)	衆院継続		
四六	漁業協同組合整備特別措置法案(赤路友蔵外十七名)	撤回		
五九	所得税法の一部を改正する法律案(平岡忠次郎外六名)	衆院継続		
六一	健康保険法、労働者災害補償法、失業保険法及び厚生年金法の一部を改正する法律案(多賀谷真穂外十三名)	衆院継続		
六二	政府に対する不正手段による支払請求の防止等に関する法律を廃止する法律の一部を改正する法律案(五島虎雄外十三名)	衆院継続		
六四	東北開発促進法の一部を改正する法律案(日野吉夫外二十二名)	衆院継続		
六五	職業訓練法の一部を改正する法律案(五島虎雄外十三名)	衆院継続		
六七	臨海地域開発促進法案(川島正次郎外三名)	衆院継続		
六九	駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(石橋政嗣外二十名)	衆院継続		

参議院議員提出の部

提出番号	法律案名	成立	公 月日	布 法律番号
九	結核医療法案(坂本昭外九名)	衆院継続		
一一	身体障害者雇用法案(坂本昭外六名)	審査未了		

承認された条約

提出番号	件名	提出月日	承認月日
一	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件	二、五、二〇	(自) 立
二	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件	二、五、二〇	(自) 立
三	関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言の締結について承認を求めるの件	二、五、三、二九	三、二、二一
四	原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件	二、二、二五	七、一五

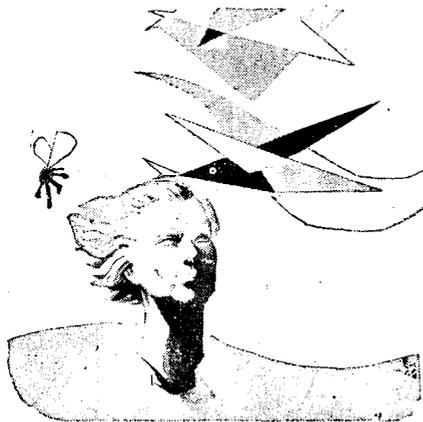
提出番号	件名	提出月日	衆議院	参議院
一	昭和三十四年度一般会計予算補正(第3号)	一、二九	二、一六	二、一九
二	昭和三十四年度特別会計予算補正(第2号)	一、二九	二、一六	二、一九
三	昭和三十五年度一般会計予算	一、二九	三、三	三、二
四	昭和三十五年度特別会計予算	一、二九	三、三	三、二
五	昭和三十五年度政府関係機関予算	一、二九	三、三	三、二

予算案	審査未了
一、二 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(阿久根登外八名)	審査未了
一、三 保健婦、助産婦、及び看護婦等の産前産後の休業中における代替要員の確保に関する法律案(片岡文重外六名)	参院継続

五	国際開発協会協定の締結について承認を求めるの件	二、二七	七、一五	七、一五
六	日本国とチエツコスロヴァキア共和国との間の通商に関する条約の締結について承認を求めるの件	三、一七	一五七、一五	一五
七	所得税に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件	三、二二	三、二九	四、二〇
八	南極条約の締結について承認を求めるの件	三、二八	七、一五	七、一五
九	国際法定計量機関を設立する条約の締結について承認を求めるの件	四、一九	衆院継続	
一〇	結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第八十七号)の締結について承認を求めるの件	四、二八	審議未了	
一一	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件	五、三〇	衆院継続	
一二	通商に関する日本国とマラヤ連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件	五、三〇	七、一五	七、一五

第二回定例道議会の議決を経た条例の公布調べ

件名	議決月日	公布月日 公布番号
北海道職員退職手当暫定措置条例の一部を改正する条例	七、一九	八、八 条例四二
北海道恩給条例の一部を改正する条例	同	同同 三五
北海道営住宅管理条例の一部を改正する条例	七、一八	同七、三〇 三三〇
北海道建築基準法施行条例	同	同同 三三〇
北海道普通河川及び堤防敷地条例の一部を改正する条例	七、一八	八、八、 条例三六
北海道地方競馬実施条例の一部を改正する条例	同	同同 三七
北海道立職業訓練所条例の一部を改正する条例	同	同同 三八
北海道農業改良普及所条例の一部を改正する条例	同	同同 三九
北海道立希望学園設置条例	同	同同 四〇
北海道港湾労働審議会条例	同	同同 四一
北海道管放牧利用模範施設条例	同	同七、三〇 三四〇
北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	七、一九	同八、四三 四三一
北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 四四



北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	同	同同 四五
北海道職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例	同	同同 四六一
北海道職員に対する昭和三十五年六月における期末手当支給に関する条例	同	同六、二〇 二九〇
北海道地方警察職員に対する昭和三十五年六月における期末手当及び勤勉手当の支給に関する条例	同	同同 三〇〇
北海道学校職員に対する昭和三十五年六月における期末手当の支給に関する条例	同	同同 三一〇

八月のメモ

- 1 ○農林省全国稲作七月十五日現在の生育概況を発表全国的にやや良。
- 道地方課、三十四年度市町村決算状況発表。
- 2 ○原水爆禁止世界大会開く。(東京)
- 総評大会一九六〇年度運動方針を決定、社会党を支持。
- 道東、道北地方に豪雨禍。
- 3 ○総評定期大会閉幕、議長に太田 薫、事務局長に岩井章尚氏を選任。
- 4 ○中央児童福祉審議会子供を守る対策を答申。
- 萩原北炭社長、指名解雇しないと表明。
- 5 ○文相日教組の交渉申し入れを重ねて拒否。
- 6 ○保健体育審議会、青少年の体力増強策を答申。
- 道農務部八月一日現在の全道農作物生育状況発表。
- 7 ○広島、東京で原爆記念日平和式典行なわる。
- カストロキューバ首相米資産接収を布告。
- 8 ○建設省新道路五ヵ年計画なる総額二兆三千億円。
- 都市対抗野球熊谷組優勝。
- 9 ○ア米大統領、議会に国防力強化に関する特別教書送る。
- 人事院、公務員給与一二・四%引き上げを勧告。
- 通産省通商産業政策を発表。
- 西川開発庁長官来道。
- ラオスでクーデター、軍部が実権握る。
- 10 ○海区漁調委員の選挙行なわる。
- 第六回原水爆世界大会終る。
- ア米大統領、フ首相が国連に出席するなら会談の用意があると言明。
- 中労委、三井三池争議のあっせん案を提示。
- 11 ○北朝鮮帰還期限延長に関する新潟予備会談始まる。
- 石井通産省、モスクワ見本市出席のため出発。
- 英、西独首脳会談閉幕、共同コミニケ発表。
- 政府召集の全国知事会議開く。
- 12 ○社会党臨時国会召集要求書を提出。
- 韓国大統領に尹潽善氏当選。
- 米、通信衛星エコー一号の打上げに成功。
- 内閣に石炭産業合理化に伴う離職者対策委を設置。
- 13 ○人事院、公務員の石炭手当について勧告。
- 道警、署長級の人事異動発表。
- 東海、北陸に豪雨禍。
- 14 ○全日成北朝鮮首相、南北朝鮮の連邦化を提案。
- 荒木文相、日教組と会見しないと正式回答。
- 15 ○農林省、本年産麦の推定実収高三百八十三万九千トンと発表。
- 16 ○モスクワ日本産業界見本市開幕。
- 炭労戦術委、三池あっせん案条件つきで受諾決定。
- 自治省、三十五年度普通交付税配分決める、本道は百五十九億九千八百六十二万円。
- 17 ○民社党、経済八ヵ年計画を発表。
- 八十二ヵ国軍縮委で松平代表軍縮問題を冷戦の具にするなど演説。
- 小坂外相、対中国政策など当面の外交問題について言明。
- 18 ○大蔵省、自民政調会に明年度財政投融资計画について説明、規模六千五百六十億円。
- 炭労第二十七回臨時大会開く。(東京)
- 河野一郎氏、保守新党構想見合せを言明。
- 19 ○第十一回全道農協大会開く。(北見)
- 韓国首相に張勉氏に決定。
- 20 ○ソ連宇宙船第二号打上げに成功。
- U2型機事件パワーズに禁固十年の判決。
- 21 ○ソ連、宇宙船とカプセルの回収に成功。
- 22 ○税制調査会、来年度一千億円以上の減税が適当と中間答申。
- 南極観測統合本部、南極観測一年延長を決定。
- 南条農相来道。
- 23 ○第十五回道農民同盟定期総会開く。
- 韓国新内閣発足。

24

○日銀政策委、公定歩合一厘引き下げを二十四日から実施することを決定。

○鄭韓国外相、日韓会談をソウルで開くことを提案。

○森川、秋山、田中道議、ソ連欧州視察のため羽田出発。

○北朝鮮赤十字代表来日。

○第十七回オリンピック、ローマ大会開幕。

26

○政府与党連絡会議で外相を韓国に派遣することを表明。

○自治省地方議員の報酬引き上げやむをえないと見解を表明。

○木村出納長退任。

○第十三回全道労協定期大会開く。(定山溪)

29 28

○ヨルダン国王暗殺さる。

○鈴木茂三郎氏、フ首相と会談、席上フ首相日本が中立化すれば領土問題再考すると言明。

○周中国首相、日中貿易再開を言明。

○経済審議会小委所得倍増計画について中間報告。

○道農村連盟第四回通常総会開く。

○減税を平年度一千億円以上とすることに首相裁断。

○道開発審議会総会開く。開発庁の予算要求要領案を原則的に了承。

○文部省義務教育改善計画を発表。

○全道労協大会終る。(議長泊谷裕夫氏、事務局長伊藤仁郎氏を選任)

訂正

第十二巻第七号二十頁上段八行目中、奈良委員(社)とあるのは奈良委員(自民)の誤まりにつきつしんで訂正いたします。

昭和三十五年十月二十日発行

北海道議会時報

(第十二巻第九号)

編集 北海道議会議事務局調査課
発行 北海道議会議事務局